

公

示

九州運輸局長
令和8年8月12日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年8月24日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 九運公第49号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
8-528	豊嶋 孔明	○迎車回送料金の設定 迎車回送距離が2キロメートルを超える場合は、発車地点から2キロメートルの地点を距離制運賃の起算点とする。 ただし、2キロメートル未満の回送料は収受しない。 ○遠距離割引の設定 特定大型車：15,000円を超える部分につき1割引 大型車：9,000円を超える部分につき1割引 普通車：9,000円を超える部分につき1割引 ○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示したものについて適用する。	北九州交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局

公

示

九州運輸局長
令和8年8月12日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年8月24日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 九運公第49号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
8-529 8-530	濱地 寛 上野 勇樹	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 ○遠距離割引の設定 特定大型車：15,000円を超える部分につき1割引 大型車：9,000円を超える部分につき1割引 普通車：9,000円を超える部分につき1割引 ○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満70歳以上の者で、運転経歴証明書を提示したものについて適用する。	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
8-531	大坪 孝弘	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 ○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満70歳以上の者で、運転経歴証明書を提示したものについて適用する。	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局

公

示

九州運輸局長
令和8年8月12日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年8月24日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 九運公第49号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
7-532	高倉 博幸	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 ○遠距離割引の設定 特定大型車：15,000円を超える部分につき1割引 大型車：9,000円を超える部分につき1割引 普通車：9,000円を超える部分につき1割引 ○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満70歳以上の者で、運転経歴証明書を提示したものについて適用する。	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局